

謝金等支払規程

公益財団法人さわかみオペラ芸術振興財団

（目的）

第1条 この基準は、公益財団法人さわかみオペラ芸術振興財団（以下「この法人」という。）が、オペラの振興の為に催すイベント等に出演する外部講師等の謝金並びに費用に関し、妥当性と透明性の確保を図るために必要な事項を定めることを目的としている。

（定義）

第2条 外部講師等とは歌手・奏者を含む、この法人がオペラ振興の為に催すイベント等に出演する出演者達をいう。

2 謝金は、2条1項の出演する者たちに支払う。

3 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。

4 定款第4条1項（1）オペラ公演への出演費用は別途契約される。

5 職務の一環であるため、この法人の社員に本基準は適用されない。

（費用）

第3条 この法人は、講師等がその職務の遂行に伴い発生する交通費・宿泊費、その他費用について、請求があったときは遅滞なく支払うものとする。また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

（支払）

第4条 謝金は下記に記載する金額の範囲内にて事務局が支払う。

（規定の変更）

第5条 この規程の変更は理事会の決議を経て行う。

（謝金金額）

第6条 イベント出演者への支給謝金額は、原則として税込みで1回10万円、または1時間3万円を上限とする。これを超える場合は理事会決議の上決定する。

（附則）

2014年8月8日 施行

2016 年 3 月 16 日 改定

2016 年 5 月 11 日 改定